

令和5年 第2回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和5年2月21日(火) 午後3時～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

石田委員、加藤委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) みささっ子教育ビジョンの見直しについて
- (3) 令和4年度準要保護児童生徒の認定について
- (4) 令和5年度準要保護児童生徒の認定について
- (5) 社会教育課事業について
- (6) 図書館事業について

5 議 事

- 議案第1号 令和4年度教育関係費補正予算（令和5年3月）について
- 議案第2号 令和5年度教育関係費当初予算について
- 議案第3号 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程の設定について
- 議案第5号 町立学校教職員の処分について
- 議案第6号 三朝町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
- 議案第7号 三朝町教育委員会表彰について
- 議案第8号 三朝町学校給食費単価の改定について

6 協議事項

- (1) 三朝町都市計画審議会委員の推薦について

7 その他

8 閉 会

次回 臨時会 令和5年3月 9日(木) 14:00～

定例会 令和5年3月 日() : ～ (: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

① 関連事業スケジュール

月 日	時 間	内 容	備 考
【2月】			
2月2日 (木)	～ 4日	全国町村教育長会常任理事会	東京
2月10日 (金)	13:00-	市町村教育委員会オンライン協議会	
2月14日 (火)	14:00-	小学校入学説明会	小学校
2月15日 (水)	10:45-	フランス学習会	中学校
2月16日 (木)	10:40-	多賀町との小学生オンライン交流	小学校
2月17日 (金)	16:00-	学校給食会理事会	
2月20日 (月)	9:30-	スクラム教育連絡協議会	
	13:00-	第4回小中学校合同運営協議会	
	13:40-	国際交流事業 食と遊び体験	中学校、文化ホール
2月21日 (火)	13:30-	総務教育常任委員と教育委員との教育懇談会	
	14:30-	教育委員会定例会	
2月27日 (月)	9:00-	総合教育会議	
		県ICT活用推進地域事業連絡協議会	
2月28日 (火)	～ 1日	総務教育常任委員会協議会	予定
【3月】			
3月2日 (水)	9:00-	校長会	
3月4日 (土)	～ 5日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月6日 (月)	～20日	三朝町3月定例議会	
3月7日 (火)	～ 8日	県立高校一般入試	
3月9日 (木)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
3月10日 (金)	9:30-	中学校卒業式 54名	文化ホール
		令和4年度末教職員人事学校長内示	
3月15日 (水)		鳥取ヴァイオリン製作学校卒業式	
3月16日 (木)		県立高校一般入試合格発表	
3月17日 (金)	9:30-	小学校卒業式 49名	小学校
3月22日 (水)	16:00-	ラマルー小学生とのオンライン交流	中学校
3月23日 (木)	10:00-	中部子ども支援センター修了式	
3月24日 (金)		小中学校修了式	

・小学校始業式 4月10日

・中学校始業式、小中学校入学式 4月11日（午前：小学校、午後：中学校）

② 三朝小学校施設整備について

③ 新型コロナウイルス感染症について

「みささっ子教育ビジョン」令和4年度見直しについて

平成31年度に策定した「みささっ子教育ビジョン」は、計画期間を10年間とし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとされています。

このほど、策定から3年が経過したことから、現在の進捗状況を把握し、必要に応じてビジョンの見直しを行うため、関係者による現状把握と有識者を交えた検証会議を開催しました。その結果、次のとおり見直しをすることとなりましたので、お知らせします。

1 見直し内容

別紙1のとおり

2 検証会議出席者

別紙2のとおり

3 令和4年度検証スケジュール

実施時期	実施内容	取組主体
令和4年10月上旬 ～12月上旬	① 具体的施策検証シートを用いた事前検証	各園・学校、教委事務局
	② 成果指標検証シートを用いた事前検証	教委事務局
令和4年11月中旬 ～12月上旬	③ ①②の事前検証結果とりまとめ	教育総務課
令和4年12月中旬 ～12月下旬	④ 事前検証結果によるビジョン見直し等の方向性について内部協議	教育総務課
	⑤ 検証会議出席者選定、開催案内	教育総務課
令和5年1月20日	⑥ ビジョン検証会議の開催 (ビジョンの見直し有無検討、ビジョン策定審議会の高旗座長による講評)	各園・学校、町民課、教委事務局
令和5年1月下旬 ～2月上旬	⑦ 検証会議内容について整理、見直し案について関係者確認	各園・学校、町民課、教委事務局
令和5年2月下旬 ～3月上旬	⑧ 見直し内容について教育委員会、総務教育常任委員会で報告し、町ホームページで公表	教育総務課
令和5年4月～	⑨ 各関係機関で具体的施策の実施	各園・学校、教委事務局

4 ビジョン計画期間における検証サイクル

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
取組内容	みささっ子教育ビジョン策定	具体的施策の実施(R1～R3)			ビジョン検証(R4)検証に基づく具体的施策の実施(R4～R6)			ビジョン検証(R7)検証に基づく具体的施策の実施(R7～R9)			ビジョン検証第2次ビジョン策定(R11～)

みささっ子教育ビジョン 令和4年度見直し内容

変更箇所のみ記載しています（ページ番号はビジョン冊子のページ番号）。

P13～14

基本目標(1) 確かな学力の育成

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 全国学力・学習状況調査結果において、 (小6…国語 A 、 国語B 、算数 A 、 算数B) (中3…国語 A 、 国語B 、数学 A 、 数学B) 全国平均値を100としたときの全科目平均値	小学生 110 中学生 105	小学生 116 中学生 112	科目表記の変更に伴う指標表記一部削除
◆ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」という質問に対して、1時間以上と回答した児童生徒の割合	小学生 82.1% (全国 66.2%) 中学生 81.9% (全国 70.6%)	小学生 85% 中学生 95%	検証時点の数値を鑑み目標値下方・上方修正
◆ 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 73.2% (全国 85.1%) 中学生 83.6% (全国 72.4%)	小学生 80% 中学生 85%	検証時点の数値を鑑み目標値下方修正
◆ 中学2年生を対象とした英検I B A結果において、「英検4級合格レベル」となった生徒の割合	中学生 78.7% ※2020年度	中学生 75%	MESPの成果指標として新設

【具体的施策】

分 類	具体的施策	見直し内容
Ⅱ. 教育課題に対応する教育の推進	③ ふるさとキャリア教育の推進 総合的な学習の時間における職場体験活動や、地元での各種体験活動、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをおして、主体的にキャリア形成へ取り組むことができる子どもの育成を図ります。	策定当時から呼称が変更されていることへの対応

P16~17

基本目標(2) 豊かな心の醸成

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 87.5% (全国 84.0%) 中学生 80.0% (全国 78.8%)	小学生 95% 中学生 85%	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正
◆ 学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出冊数 ※現状値は、2020年度「学校図書館の現状に関する調査」結果による。	小学生 79.6冊 (全国 49冊) 中学生 61.9冊 (全国 9冊) ※2020年度	小学生 100冊 中学生 80冊	下記具体的施策を推進するため新設

【具体的施策】

分 類	具体的施策	見直し内容
Ⅱ. 情操教育の推進	③ 積極的な読書に触れる機会の充実 子どもたちに読み聞かせの機会を提供するとともに、学校図書室と町立図書館の連携による蔵書の充実を図る等、豊かな読書活動を推進します。	各学校における読書活動の課題を鑑み内容追記

P19

基本目標(3) 健やかな体の育成

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き」と回答した児童生徒の割合	小学生 61.8% (全国 64.3%) 中学生 47.6% (全国 55.3%)	小学生 70% 中学生 55%	現状値錯誤のため修正、目標値下方修正

P22～23

基本目標(4) ふるさと愛の醸成

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 71.5% (全国 63.8%) 中学生 67.3% (全国 59.3%)	小学生 80% 中学生 80%	全国学力・学習状況調査から当該質問が削除されたため指標削除
◆ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 41.0% (全国 49.9%) 中学生 49.1% (全国 38.7%)	小学生 60% 中学生 60%	検証時点の数値を鑑み目標値下方修正
◆ 「これまでに受けた授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 78.6% (全国 74.4%) 中学生 81.8% (全国 68.7%)	小学生 100% 中学生 100%	全国学力・学習状況調査から当該質問が削除されたため指標削除
◆ 「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 39.3% (全国 41.6%) 中学生 49.1% (全国 25.5%)	小学生 60% 中学生 55%	上記指標削除に伴う成果指標新設

【具体的施策】

分 類	具体的施策	見直し内容
I. ふるさとを愛する教育の推進	① ふるさとキャリア教育の推進【再掲】 総合的な学習の時間における職場体験活動や、地元での各種体験活動、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをおして、主体的にキャリア形成へ取り組むことができる子どもの育成を図ります。	(1)Ⅱ③の内容と酷似していることから内容を同一化し再掲

P25～26

基本目標(5) 豊かに関わる力の育成

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 「児童生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 75.0% (全国 77.7%) 中学生 81.8% (全国 76.3%)	小学生 90% 中学生 95%	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正
◆ 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 66.1% (全国 62.6%) 中学生 89.1% (全国 73.6%)	小学生 75% 中学生 95%	全国学力・学習状況調査から当該質問が削除されたため指標削除
◆ 「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 92.9% (全国 87.0%) 中学生 83.6% (全国 77.6%)	小学生 95% 中学生 85%	上記指標の削除に伴う成果指標新設

【具体的施策】

分 類	具体的施策	見直し内容
Ⅲ. 視野の広い人材育成の推進	① ふるさとキャリア教育の推進【再掲】 総合的な学習の時間における職場体験活動や、地元での各種体験活動、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをおして、主体的にキャリア形成へ取り組むことができる子どもの育成を図ります。	策定当時から呼称が変更されていることへの対応

P28～29

基本目標(6) 教育コミュニティづくりの推進

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 「学校サポート隊」登録者数	4校計 50人	2校計 60人	検証時点の状況と今後の学校運営協議会との連携促進を踏まえ目標値下方修正

【具体的施策】

分 類	具体的施策	見直し内容
Ⅱ. 開かれた学校づくりの推進	③ コミュニティ・スクールの充実 学校、各団体や機関、地域住民および保護者で組織する学校運営協議会を充実し、学校と保護者や地域の連携を一層促進することで、地域とともに歩む特色ある学校づくりを推進します。	R4導入済であることから充実を図る内容へ変更

P31

基本目標(7) 教育環境の充実

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)	見直し内容
◆ 小中学校に整備されたタブレット端末を含む教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 ※特別支援学級用を除く	小学校 7.9人 中学校 4.3人	小学校 1人 中学校 1人	検証時点の数値を鑑み目標値上方修正

(別紙2)

令和4年度 みささっ子教育ビジョン検証会議 出席者一覧

所 属 等	職名等	氏名（敬称略）	備 考
三朝小学校	校 長	藤原 彰二	
三朝中学校	校 長	岡本 勇人	
賀茂保育園	園 長	松浦 靖明	
みささこども園	園 長	山浦加代子	
竹田保育園	園 長	向井由里子	
教育総務課	課 長	山中 恵子	
社会教育課	課 長	山本 達哉	
図書館	館 長	毛利 純	
町民課	課 長	山口 良輔	

【助言者】

所 属 等	職名等	氏名（敬称略）	備 考
岡山大学教師教育開発センター	副センター長 教 授	高旗 浩志	第2次三朝町教育ビジョン 策定審議会 座長

【事務局】

所 属 等	職名等	氏 名	備 考
教育総務課	課長補佐 兼指導主事	小谷 渉	
教育総務課	係 長	福田 徹	

報告事項(3)

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和4年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(4)

令和5年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和5年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(5)

【社会教育課】 令和5年2月～3月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
2月 5日	日	7:30	スキー・スノーボード教室	恩原高原	
2月10日	金	13:30	ネットモニタリング運営委員会	倉吉市	
		16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
2月14日	火	19:00	スポーツ推進委員定例会	役場	
2月16日	木	14:00	倉吉地区少年補導センター評議員会	倉吉市	
2月20日	月	13:30	第4回小中学校共同運営協議会	役場	
2月22日	水	13:30	県人教市町村人権教育行政担当者会	倉吉市	
2月26日	日	10:00	スポーツ少年団指導者・育成者研修会	文化ホール	
2月28日	火	8:30	日本海新聞ふるさと大賞表彰式	役場	

3月 5日	日	9:30	鳥取県スポーツ推進委員研究大会	湯梨浜町	実技研修
3月 7日	火	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	倉吉市内	
		18:30	第3回社会教育委員会	役場	
3月 8日	水	19:00	第2回人権教育協力員会議	役場	
3月11日	土	9:00	三朝町表彰及び三朝町教育委員会表彰表彰式	文化ホール	
		13:30	三徳学講座「中世宗教史研究と三徳山」	ブランナー ルみささ	
3月14日	火	16:00	第2回人推協幹事会	役場	
		19:00	スポーツ推進委員定例会	役場	

◆日本海新聞ふるさと大賞について

文化・スポーツ 漆原 稜大（うるしばら りょうた） 倉吉西高校3年
 功労賞 令和4年9月開催「第77回国民体育大会」弓道競技に鳥取県代表選手として選抜出場。少年男子・近的競技で優勝を果たした。文武両道、生活態度も良く他の見本となる人物である。

地域貢献賞 三朝語り部の会（みささかたりべのかい）
 平成21年に「地元の伝承話を方言で語り継いでいきたい」と町民有志で結成。以来、映像と音楽を活用した「おはなし会」を毎年開催しているほか、地域に出向いて伝承話を披露する等、これらの活動は本町の地域振興に大きく貢献している。

西暦	月
2023	3

みささ図書館月間スケジュール

3月

	行 事	備 考
1日(水)	移動図書館 電子図書館に関する視察研修(PM) (オンライン参加: 福知山市立図書館)	バイオリン美術館・片柴(三徳センター) 三朝中学校 図書委員 選書
2日(木)	移動図書館	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内 三朝中学校 配本
3日(金)		
4日(土)		
5日(日)		
6日(月)	休館日	
7日(火)	移動図書館 竹田保育園 来館	なの花
8日(水)	学校・県・町図書館連絡会 移動図書館	三朝中学校 三朝・レスポワール・西学童(読み聞かせ) 相互貸借集配(県立図書館)
9日(木)	移動図書館	竹田公・加谷・曹源寺 余戸・東小鹿・三朝・山田
10日(金)	移動図書館	神倉
11日(土)	みささ英語村	文化ホール
12日(日)		
13日(月)	休館日	
14日(火)	5歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
15日(水)	移動図書館 図書館業務専門講座(オンライン参加)	竹田保・上西谷・JA竹田
16日(木)	移動図書館	こども園・温泉病院
17日(金)		
18日(土)		
19日(日)		
20日(月)	休館日	
21日(火)	休館日(祝日: 春分の日)	
22日(水)	移動図書館	下西谷・田代・西学童(読み聞かせ) 相互貸借集配(県立図書館)
23日(木)	県立図書館 PM来館(意見・情報交換)	
24日(金)		
25日(土)	みささ英語村	文化ホール
26日(日)		
27日(月)	休館日	
28日(火)		
29日(水)		
30日(木)	休館日(最終木曜日)	館内清掃(開架スペース・内外ガラス清掃)
31日(金)		

《3月の特集・イベント》

- (展示) ニャンニャンニャンの日(2月22日) 猫の水彩画ほか作品展示(2/17~3/10)
町制70周年 図書館所蔵資料で三朝町の70年を振り返る展示(3/14~3/29)
(絵本) おひなさま・卒業、入園、入学特集・冬の特集
(一般) 芥川賞・直木賞 作品展示(1/20~)
令和4年度多読賞表彰(4月~2月) 一般 上位10位、子ども 上位10位

《2月の実績》

- (展示) 地域おこし協力隊 活動報告 展示(1/27~2/16)
(絵本) 鬼・節分特集(1/12~2/5)・・・60冊展示(貸出冊数 延べ47冊)
バレンタインデー特集(1/13~2/17)・・・
(一般) バレンタイン・チョコレート特集(1/13~2/15)・・・

議案第 1 号

令和 4 年度教育関係費補正予算（令和 5 年 3 月）について

次のとおり令和 4 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和4年度教育関係費 歳入補正予算（令和5年3月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
国庫補助金	学校保健特別対策事業費 補助金（小学校）	0	446	446	コロナ感染症対策物品購入費に対 する国庫1/2補助
	学校保健特別対策事業費 補助金（中学校）	0	412	412	
教育総務課計		0	858	858	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備 費補助金	1,997	△ 419	1,578	三徳山遺跡発掘調査等事業と単独 災害復旧事業（名勝小鹿溪）の実績 見込に伴う減
県補助金	鳥取県文化財等保存・保 護事業費補助金	909	△ 229	680	三徳山遺跡発掘調査等事業と単独 災害復旧事業（名勝小鹿溪）の実績 見込に伴う減
社会教育課計		2,906	△ 648	2,258	

令和4年度教育関係費 歳出補正予算（令和5年3月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
児童福祉費	放課後児童対策費（西）	13,148	△ 1,200	11,948	指導員報酬、期末手当、食糧費不 要額の減
教育総務費	いじめ・不登校対策事業	289	73	362	調査委員会委員報酬、旅費の上方 修正
	学校運営支援員配置事業	2,228	△ 600	1,628	報酬不要額の減
	外国語支援員配置事業	2,517	△ 1,456	1,061	報酬不要額の減
	教育用サーバー等更新費	6,380	△ 1,023	5,357	契約相差額の減
小学校費	小学校運営一般経費	8,730	1,169	9,899	燃料費、光熱水費不足見込額の増
	小学校外国語指導助手活 動費	5,172	△ 1,254	3,918	報酬不要額の減
	小学校施設整備事業	1,364,692	△ 300,000	1,064,692	契約相差額の減
	感染症流行下における学 校教育活動体制整備事業 （小学校）	0	893	893	R5コロナ感染症対策物品購入費
	小学校遠距離通学費補助 金	7,357	△ 900	6,457	児童数、稼業日数見込差額の減
	小学校特別支援教育就学 奨励費補助金	1,034	△ 523	511	準要保護児童数増による対象者数 の減
	小学校教育振興一般経費	3,264	△ 663	2,601	貸切バス使用料不要額の減
中学校費	中学校運営一般経費	7,982	576	8,558	燃料費、光熱水費不足見込額の増
	中学校生徒大会等派遣補 助金	765	△ 586	179	補助金執行見込のない不要額の減
	感染症流行下における学 校教育活動体制整備事業 （中学校）	0	825	825	R5コロナ感染症対策物品購入費
	中学校教育振興一般経費	3,233	△ 567	2,666	貸切バス使用料不要額の減
	中学校準要保護生徒援助 費	4,340	△ 1,194	3,146	対象生徒見込差額の減
	中学校特別支援教育就学 奨励費補助金	1,176	△ 400	776	準要保護生徒数増による対象者数 の減
保健体育費	調理センター一般経費	29,644	△ 172	29,472	消耗品費不要額の減、光熱水費不 足見込額の増
	学校給食費負担軽減事業	1,680	△ 1,680	0	執行見込のない不要額の減
教育総務課計		1,463,631	△ 308,682	1,154,949	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
社会教育費	人権教育推進員設置事業	959	△ 959	0	人権教育推進員報酬の減
	コミュニティ・スクール 推進事業	453	△ 381	72	地域コーディネーター報酬の減
	三徳山遺跡発掘調査等事 業	2,002	△ 802	1,200	事業執行見込による不要額の減
その他公共施 設・公用施設 災害復旧費	単独災害復旧事業（名勝 小鹿溪）	3,595	△ 101	3,494	事業費確定による不要額の減
社会教育課計		7,009	△ 2,243	4,766	

【図書館】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
図書館 施設管理費	図書館施設一般管理費	3,547	196	3,743	光熱水費の高騰による予算不足の ための増額
図書館計		3,547	196	3,743	

議案第 2 号

令和 5 年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和 5 年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

予算書 ページ	予算 科目	2	款	1	項	6	目	所属：教育総務課	教育総務係
事業名（大事業）	予算額					財源内訳（単位：千円）			
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
国際交流事業費	10,783	9,000	1,783			10,700		83	

1. 事業の目的

友好交流都市での国際交流体験による、中学生の豊かな感性と国際感覚の育成を図る。

2. 事業の概要

本町の姉妹都市であるフランス共和国ラマルー・レ・バン町への派遣及び、三朝中学校と姉妹校関係にある石岡国民中学への相互派遣により、ホームステイや学校訪問を行う中で交流を深める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学生手作り訪仏事業	ラマルー・レ・バン町へ中学生を派遣し、ホームステイや小中学校訪問等を行う。ICTを活用した交流も実施。 周年対応想定、派遣生徒6名、引率4名を予定。	5,810	過疎債充当
台中市石岡区との中学生相互交流事業	台湾台中市石岡国民中学と中学生を相互派遣し、ホームステイや授業交流等を行う。ICTを活用した交流も実施。 周年対応想定、派遣生徒12名、引率5名を予定。	4,973	過疎債充当
合 計		10,783	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	3	款	2	項	1	目	所属：教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源					
児童福祉対策 事業費	21,274	19,967	1,307	10,004		1,903	9,367					

1. 事業の目的

遊びをととした活動が児童の健全育成に果たす役割の重要性に鑑み、昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における居場所の確保を支援し、児童福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

就業などにより昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に安心して過ごせる生活の場を与える。

学童クラブを開設し、安全面に配慮しながら児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
放課後児童対策費（西）	三朝西学童クラブ（直営） 会計年度職員、施設運営費。	14,169	国県 算出基準 利用料
放課後児童対策費（東）	三朝東学童クラブ（三徳地域協議会委託）	7,105	国県 算出基準 利用料
合 計		21,274	

4. その他特記事項

学童利用料の軽減措置

同一世帯において2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の育成料は無料とする。

1月のうち利用日数が10日以内の場合は、育成料を半額免除する。

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	1	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
教育委員会費	1,909	1,909					1,909						

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする。

2. 事業の概要

教育委員の活動に係る各種経費。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
教育委員報酬	教育委員報酬（4名）	1,776	—
教育委員会一般活動費	教育委員会開催、学校及び園訪問、研修会・各種行事等参加。	52	—
教育委員視察研修経費	教育委員先進地視察。	81	—
合 計		1,909	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	1	項	2	目	所属：教育総務課教育総務係				
事業名（大事業）		予算額						財源内訳（単位：千円）					
		本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源				
教育委員会 事務局費		9,931	12,192	△ 2,261		507		332	9,092				

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする教育委員会の事務局として特色ある本町の教育の展開を支える。

2. 事業の概要

小中学校の魅力ある取り組みに係る各種経費。
小中学校の児童生徒が共通して取り組む教育事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
不登校児童生徒支援事業 補助金	町内の義務教育段階にある児童生徒が、不登校の児童生徒を指導する学校以外の施設に通う場合、その経費を支援する。	300	県算出基準
学校運営支援員配置事業	支援が必要な児童生徒の増加に伴う指導主事の補佐を主に行うため、学校教育経験者を支援員として配置。	1,172	—
外国語支援員配置事業	幼児期から小学校にかけての外国語教育の円滑な推進に向け、イングリッシュシャワープログラムを推進する支援員を配置。	661	—
教職員指導力向上 研修事業	学校の教育課題や研究推進計画に関し、小中連携の推進や授業づくり等に資する講師を派遣。	192	—
三朝町教育ICT 学びの充実推進事業	学校において日常的に教育ICT機器を活用できる体制を構築するため、ICT支援員及びGIGAスクールサポーターを配置するほか、家庭通信環境の補助を実施。	7,044	県1/2
三朝町70周年を 学び味わう給食事業	本町の給食の歴史と特産品、生産者について学んだ児童生徒にそれらをふんだんに使用した給食を提供。子どもたちに町の強みや良さを伝え、ふるさとを想う気持ちの醸成につなげる。	562	—
合 計		9,931	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	1	項	3	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
教育振興費	4,301	4,298	3	1,240	3,000		61						

1. 事業の目的

町内在住高校生等の教育に係る経済的な負担の軽減。

2. 事業の概要

県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。	4,301	県算定基準 過疎債充当
合 計		4,301	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 節	公共交通の確保	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：教育総務課教育総務係					
事業名（大事業）		予算額				財源内訳				(単位：千円)				
		本年度	前年度		比 較		国県支出金		地方債		その他		一般財源	
小学校 管理運営費		19,133	18,006		1,127						564		18,569	

1. 事業の目的

児童が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

児童の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
将来的な多賀町との小学生相互派遣交流を目指し、必要な準備を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	9,252	災害共済掛金 災害共済給付
小学校運営一般経費	小学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	9,797	—
小学生相互交流事業	将来的な多賀町との小学生相互派遣交流を目指し、教職員等の学校視察及び協議を行う。	84	—
合 計		19,133	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
小学校運営 特別経費	11,419	11,407	12				11,419																													
1. 事業の目的 きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。 2. 事業の概要 特別な支援を必要とする児童に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。 外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育費</td> <td>特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。</td> <td>6,507</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小学校外国語指導助手 活動費</td> <td>外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（2年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。</td> <td>4,912</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>11,419</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。	6,507	—	小学校外国語指導助手 活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（2年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。	4,912	—									合 計		11,419	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。	6,507	—																																	
小学校外国語指導助手 活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（2年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。	4,912	—																																	
合 計		11,419																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☒ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ		予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属： 教育総務 課 教育総務 係
事業名（大事業）		予算額				財源内訳 (単位：千円)			
		本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
小学校 施設管理費		1,378,051	1,365,092	12,959	478,196	899,200		655	

1. 事業の目的

安心して教育を受けられる学校施設の整備。

2. 事業の概要

施設の維持修繕を適切に行う。
新たな小学校施設の整備を進める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—
小学校施設整備事業	新たな小学校施設整備に向けた委託費（工事監理、意図伝達）及び工事請負費（プール棟建設、校舎建設、屋内運動場改修等）。	1,377,651	国算定基準 過疎債充当
合 計		1,378,051	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	2	項	2	目	所属：教育総務課教育総務係				
事業名（大事業）		予算額				財源内訳				(単位：千円)			
		本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源				
小学校 教育振興費		22,442	21,098	1,344		2,964				19,478			

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学児童保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により児童の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校遠距離 通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する児童の保護者に通学費を補助（定期券利用者へは現物を支給）。	7,904	国1/2 (4km以上)
小学校準要保護 児童援助費	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に学用品費などの援助を行う。	4,444	—
小学校教科書改訂 特別経費	特別支援学級への進級に伴う教師用教科書・指導書の不足分整備等。	991	—
小学校OA機器等 備品整備費	児童用タブレット整備（リース契約4/5年目）、校務用PC15台更新等。	5,142	基金充当
小学校特別支援教育 就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童保護者の経済的負担を軽減する。	870	国1/2
小学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を削減する経費。	3,091	—
合 計		22,442	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節 2	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校 管理運営費	16,729	17,142	△ 413	856		671	15,202						

1. 事業の目的

生徒が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

生徒の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
教員の働き方改革に資する部活動指導員等を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校運営一般経費	中学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	8,756	—
中学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	6,602	災害共済掛金 災害共済給付
中学校運動部活動 外部指導者派遣事業	運動部活動の充実及び教員の働き方改革を図るため、部活動指導員及び部活動外部指導者を配置。	1,371	指導員 国県2/3 指導者 県1/2
合 計		16,729	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源					
中学校運営 特別経費	14,417	13,616	801			336	14,081					

1. 事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2. 事業の概要

特別な支援を必要とする生徒に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校特別備品整備費	臨時的な学校備品を整備（リソグラフ更新、用品基金3/5年目）。	198	基金充当
不登校対策支援員 配置事業	不登校傾向にある生徒に対応するため、支援員を配置（1名）。	2,148	基金充当
心の教室相談員設置費	生徒の悩みを軽減するため、心の教室相談員を配置（1名）。	1,135	基金充当
特別支援教育費	特別な支援を必要とする生徒の学校生活における支援を行う支援員を配置（2名）。	4,593	—
外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け、外国語指導助手を配置（2年目）。	5,498	—
中学校生徒大会等 派遣補助金	三朝中学校生徒が中国大会以上の大会へ出場する際の経費を補助。	845	—
合 計		14,417	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
中学校 施設管理費	1,441	400	1,041				1,441																													
1. 事業の目的 安心して教育を受けられる学校施設の整備。 2. 事業の概要 施設の維持修繕を適切に行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校施設維持修繕費</td> <td>緊急的な施設維持修繕に係る経費。</td> <td>400</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中学校施設改修費</td> <td>中学校外部倉庫屋根の修繕工事を実施。</td> <td>1,041</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,441</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—	中学校施設改修費	中学校外部倉庫屋根の修繕工事を実施。	1,041	—									合 計		1,441	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	400	—																																	
中学校施設改修費	中学校外部倉庫屋根の修繕工事を実施。	1,041	—																																	
合 計		1,441																																		
総合計画での位置付け		第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎	☐ 辺地																												

予算書 ページ		予算 科目	10	款	3	項	2	目	所属：教育総務課教育総務係				
事業名（大事業）	予算額							財源内訳（単位：千円）					
	本年度	前年度		比 較		国県支出金		地方債		その他		一般財源	
中学校 教育振興費	13,211		12,751		460		387				12,824		

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学生徒保護者及び就学援助の必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により生徒の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を返還する経費。	2,988	—
中学校遠距離通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する生徒の保護者に通学費を補助。	2,000	—
中学校準要保護生徒援助費	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に学用品費などの援助を行う。	5,330	—
中学校教科書改訂特別経費	学習指導要領改訂に伴う教科書の変更に対応し、教師用教科書及び指導書等を購入（用品基金3/4年目）。	757	—
中学校OA機器等備品整備費	生徒用タブレット整備（リース契約4/5年目）、周辺機器整備等。	1,245	基金充当
中学校特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する生徒保護者の経済的負担を軽減する。	891	国1/2
合 計		13,211	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節 2	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
青少年育成 事業費	1,304	1,043	261				1,304																													
1. 事業の目的 児童生徒の豊かな感性を育み、将来への多岐にわたる可能性を提供する。 2. 事業の概要 文化芸術鑑賞と成功体験を得た講師による講演会の開催。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年劇場開催事業</td> <td>児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（R5は中学生を対象）。</td> <td>760</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>未来を拓けみささっ子 創造事業</td> <td>世界や全国で活躍されている方を講師に招き、児童生徒へ向けた講演会を実施。</td> <td>544</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,304</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（R5は中学生を対象）。	760	—	未来を拓けみささっ子 創造事業	世界や全国で活躍されている方を講師に招き、児童生徒へ向けた講演会を実施。	544	—									合 計		1,304	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（R5は中学生を対象）。	760	—																																	
未来を拓けみささっ子 創造事業	世界や全国で活躍されている方を講師に招き、児童生徒へ向けた講演会を実施。	544	—																																	
合 計		1,304																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ		予算 科目	2	款	1	項	8	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
調理センター 施設費	3,067	2,217	850				3,067						

1. 事業の目的

施設及び調理機器の維持管理を行い、安心安全な給食を提供する。

2. 事業の概要

施設及び調理機器の維持管理を適切に行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター施設管理費	施設及び調理機器の修繕、清掃管理、警備、消防点検等。	3,067	—
合 計		3,067	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源					
学校給食費	31,859	26,899	4,960					31,859					

1. 事業の目的

安全で安心な給食を提供するとともに地産地消を推進し、児童生徒の食育推進を図る。

2. 事業の概要

給食調理業務、アレルギー対応食調理業務、衛生管理業務、給食配送業務、地産地消の推進。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター一般経費	調理センター運営経費。	31,859	—
合 計		31,859	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源					
人権・同和対策費	826	787	39	473			353					

1. 事業の目的

自治体の責務として人権教育および人権啓発を推進する。あらゆる差別と偏見を許さない人権尊重のまち・三朝町の実現を目指し、町民ニーズをふまえて人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する。

（１）人権学習の充実 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気づく視点を持ち、人権感覚を育んでいくための学習を推進する。

（２）人権教育・啓発推進体制の充実 家庭・学校・地域や職場、人権擁護委員・民生委員等との連携を強化して、町ぐるみの啓発体制を整える。

2. 事業の概要

講演会、研修会による人権教育の推進、啓発を行う。【財源：法務省人権啓発地域活性化事業委託金】

- ・「差別をなくする三朝町集会」の開催
- ・「三朝町人権教育講座」の開催
- ・人権啓発番組の作成、放映

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
人権啓発講演会等事業	「第30回差別をなくする三朝町集会」の開催 時期：令和5年11月12日 対象：全町民 内容：中学生による人権弁論発表 人権講演会 講師 蓮池薫氏 パネル展示など 「三朝町人権教育講座」の開催 日常生活の中の様々な人権課題を正しく知り、問題解決のための正しい行動に自発的に結びつく契機となる研修会を5回開催する。 ※「部落解放月間」の時期に合わせて実施（7～9月に開催予定） 人権啓発番組の作成、放映 三朝中学校の生徒による人権劇を15分に編集して、NCNで放映し、町民に人権について考えていただく機会を提供する。	826	国 10/10 (対象経費)
合 計		826	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	6	款	1	項	12	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
トレーニングセンター管理費	1,367	1,072	295			300	1,067																													
1. 事業の目的 町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。 2. 事業の概要 トレーニングセンターの維持管理を行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングセンター火災共済保険料</td> <td>トレーニングセンター火災共済保険料</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トレーニングセンター一般経費</td> <td>トレーニングセンター維持管理のための必要経費 (消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等)</td> <td>1,312</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,367</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	トレーニングセンター火災共済保険料	トレーニングセンター火災共済保険料	55	—	トレーニングセンター一般経費	トレーニングセンター維持管理のための必要経費 (消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等)	1,312	—									合 計		1,367	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
トレーニングセンター火災共済保険料	トレーニングセンター火災共済保険料	55	—																																	
トレーニングセンター一般経費	トレーニングセンター維持管理のための必要経費 (消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等)	1,312	—																																	
合 計		1,367																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興				☐ 過疎 ☐ 辺地																														

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属： 社会教育 課 教育文化 係																																
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																																	
社会教育総務一般経費	561	575	△ 14				561																																	
1. 事業の目的 町民が生涯にわたって自主的に学習に取り組み、生き生きと豊かな人生を過ごすことができるよう、社会教育を推進する。 町民からの意見、有識者からの助言や指導、関係団体との連携などにより各種事業を展開する。 2. 事業の概要 ・社会教育委員会の開催 ・各種団体への負担金 など 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育一般経費</td> <td>社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費</td> <td>258</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県公民館連合会負担金</td> <td>公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県社会教育協議会負担金</td> <td>県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県社会教育委員連絡協議会会費</td> <td>県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東伯郡社会教育協議会負担金</td> <td>社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金</td> <td>36</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>倉吉地区少年補導センター負担金</td> <td>倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金</td> <td>248</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>561</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項									事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	社会教育一般経費	社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費	258	—	鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	2	—	鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	—	鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	—	東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	36	—	倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	248	—	合 計		561	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																					
社会教育一般経費	社会教育委員会の開催経費 社会教育活動における一般事務消耗品経費	258	—																																					
鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	2	—																																					
鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	—																																					
鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	—																																					
東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	36	—																																					
倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	248	—																																					
合 計		561																																						
総合計画での位置付け	第 1 節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興			☐ 過疎	☐ 辺地																																		

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属： 社会教育 課 教育文化 係																				
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																								
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																					
人権・同和教育 事業費	3,927	1,719	2,208					3,927																				
1. 事業の目的 全町民に人権問題についての正しい認識を広げるとともに、差別のない地域づくりを推進するために、三朝町の人権政策（方針・目的）に沿った人材教育、啓発活動を実施できる団体「三朝町人権教育推進協議会」に事業を委託する。 2. 事業の概要 1 人権教育の学習内容、方法の研究を行うこと 2 人権教育に関する研修・講習会を開催すること 3 人権教育に関する資料の収集、作成、提供を行うこと 4 各種団体・機関等との連携と相互の交流を行うこと 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権教育推進員設置事業</td> <td>人権教育推進員を設置し、啓発・研修計画の作成・実施、および関係団体の育成指導にあたり人権尊重の町づくりを推進する。</td> <td>3,179</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>町人権教育推進協議会委託金</td> <td>人権学級の開催、協力員の研修 全国人権・同和教育研究大会（京都） 人権尊重社会を実現する鳥取県集会（米子市） 中学3年生の人権学習交流会の派遣 啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）</td> <td>733</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県人権教育推進協議会負担金</td> <td>鳥取県人権教育推進協議会に参画し、県内における人権教育の連携を取りながら、幅広い視野で人権教育を推進する。</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>3,927</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項									事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発・研修計画の作成・実施、および関係団体の育成指導にあたり人権尊重の町づくりを推進する。	3,179	—	町人権教育推進協議会委託金	人権学級の開催、協力員の研修 全国人権・同和教育研究大会（京都） 人権尊重社会を実現する鳥取県集会（米子市） 中学3年生の人権学習交流会の派遣 啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）	733	—	鳥取県人権教育推進協議会負担金	鳥取県人権教育推進協議会に参画し、県内における人権教育の連携を取りながら、幅広い視野で人権教育を推進する。	15	—	合 計		3,927	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																									
人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発・研修計画の作成・実施、および関係団体の育成指導にあたり人権尊重の町づくりを推進する。	3,179	—																									
町人権教育推進協議会委託金	人権学級の開催、協力員の研修 全国人権・同和教育研究大会（京都） 人権尊重社会を実現する鳥取県集会（米子市） 中学3年生の人権学習交流会の派遣 啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）	733	—																									
鳥取県人権教育推進協議会負担金	鳥取県人権教育推進協議会に参画し、県内における人権教育の連携を取りながら、幅広い視野で人権教育を推進する。	15	—																									
合 計		3,927																										
総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興			☐ 過疎	☐ 辺地																						

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額						財源内訳（単位：千円）					
	本年度	前年度		比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源			
青少年育成事業費	2,080	2,516		△ 436		898		199	983			

1. 事業の目的

地域全体で青少年の健全育成を支援する体制づくりに資する。

2. 事業の概要

学校と地域との連携を構築し、地域ぐるみで学校を支援、やさしくたくましい三朝町の子どもを育成するための各種事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
コミュニティ・スクール推進事業	小中学校におけるコミュニティ・スクールのなかで学校支援ボランティアの取組を推進する。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	110	国1/3、県1/3
鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	3	—
青少年団体育成事業	中高生のボランティア活動を支援する。 (中学生、高校生の地域参画を目的に活動予定)	73	—
青少年育成町民会議補助金	青少年育成三朝町民会議が実施する事業に対する補助金	50	—
地域が育てる子ども総合対策事業	・みささ青空体験塾(NPO法人に事業委託) 地域の力で児童に体験活動の機会を提供することを目的に実施。月1回土曜日。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	800	国1/3、県1/3
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	姉妹都市盟約を締結している京都府城陽市との児童間交流事業。互いの地域文化を知り、親睦を深める。 令和5年度は三朝町で開催。	605	—
みささ町かがやく子どもフェスティバル開催事業	各種青少年育成事業を広く町内外に向けて発信し、子ども達の成長を喜び、励まし、支える機運を高める機会とする。 活動発表、ものづくり・食育体験、各種イベントを開催。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	439	国1/3、県1/3
合 計		2,080	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実 次代を担う人づくりの推進	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																													
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
成人教育事業費	241	241				175	66																														
1. 事業の目的 ・生涯学習講座を開催し、町民がいくつになっても学ぶことのできる生涯学習の場を提供する。 2. 事業の概要 生涯学習講座「三朝大学」を開催する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習講座「三朝大学」 開催経費</td> <td>生涯学習講座の開催 年8回（5～12月 毎月1回開催） 生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。</td> <td>241</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>241</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項														事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	生涯学習講座「三朝大学」 開催経費	生涯学習講座の開催 年8回（5～12月 毎月1回開催） 生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。	241	—													合 計		241	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																		
生涯学習講座「三朝大学」 開催経費	生涯学習講座の開催 年8回（5～12月 毎月1回開催） 生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。	241	—																																		
合 計		241																																			
総合計画での位置付け		第 1 節	生涯学習の振興				☐ 過疎		☐ 辺地																												

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
家庭教育事業費	80	80		53			27						

1. 事業の目的

家庭における教育力の向上を図る。

2. 事業の概要

- ・子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。
(各学校、保育園、こども園で開催)

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
家庭教育支援推進事業	子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 各保育園・小学校・中学校の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	80	国1/3、県1/3
合 計		80	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額						財源内訳（単位：千円）						
	本年度	前年度	比 較		国県支出金		地方債	その他	一般財源				
社会教育推進事業	194		194							194			

1. 事業の目的

町民や、町内で活躍する方を講師に迎え、参加者の主体性を重視した体験型の講座を開催し、町民の生涯学習の推進と社会参画に対する機運を高める。

講師による能動的な学びの場をつくり、学びの意欲を高め、関係者を巻き込み、新たな社会教育事業の展開に繋げる。

2. 事業の概要

- ・町民のニーズに即した内容の講座を開催し、町民の社会参画意識の高揚を図る。
- ・昨年度作品展を開催して好評を得た竹灯りを製作するものづくり講座、また鳥取看護大学・短期大学の学生の参画による講座、将棋講座などを計画している。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
社会教育講座開催経費	・竹灯り制作ワークショップなど	194	—
合 計		194	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	3	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
文化振興費	595	595					595																													
1. 事業の目的 ・ 町民の文化芸術の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。 2. 事業の概要 ・ 町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 ・ 町内児童・生徒対象の 読書感想文コンクールと絵画コンクールを開催する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化振興事業費</td> <td> ・ 町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・ 読書感想文、絵画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒) </td> <td>345</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三朝町将棋フェスティバル開催事業</td> <td> 日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創 る。将棋大会や将棋教室を行う。 開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部 に事業委託する。 </td> <td>250</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>595</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	文化振興事業費	・ 町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・ 読書感想文、絵画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒)	345	—	三朝町将棋フェスティバル開催事業	日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創 る。将棋大会や将棋教室を行う。 開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部 に事業委託する。	250	—									合 計		595	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
文化振興事業費	・ 町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・ 読書感想文、絵画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒)	345	—																																	
三朝町将棋フェスティバル開催事業	日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創 る。将棋大会や将棋教室を行う。 開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部 に事業委託する。	250	—																																	
合 計		595																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	文化芸術の振興				☐ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ		予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額						財源内訳（単位：千円）						
	本年度	前年度		比 較		国県支出金	地方債	その他		一般財源			
保健体育総務費	3,809	3,743		66						3,809			

1. 事業の目的

町民が健康で笑顔あふれる町づくりのため、町民のスポーツ活動を支援、推進する。「町民一人1スポーツ」を目標に事業を展開する。

町民が幅広くスポーツに親しむ場と環境を提供しスポーツの振興を図る。

2. 事業の概要

- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（スポレク祭）、県民スポレク祭への派遣
- ・中部地区駅伝競走大会への派遣・協力
- ・三朝町駅伝競走大会の開催
- ・三朝町体育協会への事業委託
- ・各種団体への負担金 など

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等
保健体育一般経費	中部地区駅伝競走大会への派遣及び事業協力（役員謝金、選手保険代等） 三朝町駅伝競走大会の開催（交通指導委員出動費、送迎バス代等） 東伯郡民スポレク祭出場選手の派遣（保険代） 各種スポーツ大会等社会体育事業の開催、表彰	298	—
三朝町体育協会委託金	郡民スポレク祭、県民スポレク祭への選手派遣（強化費） 中部地区駅伝競走大会、米子鳥取間駅伝大会への選手派遣（強化費） 各種スポーツ大会の開催、三朝町駅伝競走大会の開催 各競技団体の育成強化 など	2,000	—
三朝町スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団の活動を支援する。 スポーツ少年団11単位団の指導者報酬、保険料など	933	—
東伯郡体育協会負担金	東伯郡体育協会への負担金（郡民スポレク祭の開催経費等）	178	—
全国・中国大会等参加助成金	全国・中国大会等に出場する選手等への助成金	400	—
合 計		3,809	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属： 社会教育 課 教育文化 係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																									
スポーツ推進委員活動事業費	871	1,114	△ 243					871																								
1. 事業の目的 ・スポーツ推進委員により、本町の生涯スポーツ事業の発展及び普及を図る。 ・町民の生涯スポーツ活動を推進し、健康増進等を図る。 2. 事業の概要 生涯スポーツの普及・推進を図るためのスポーツ推進委員の報酬、活動経費等 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ推進委員報酬</td> <td>年額報酬 48,000円／人 × 12名</td> <td>576</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員活動費</td> <td>スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 県・郡の研修会、中国大会への参加</td> <td>271</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金</td> <td>鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金</td> <td>東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>871</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項									事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	スポーツ推進委員報酬	年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	—	スポーツ推進委員活動費	スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 県・郡の研修会、中国大会への参加	271	—	鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	—	東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	—	合 計		871	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																													
スポーツ推進委員報酬	年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	—																													
スポーツ推進委員活動費	スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 県・郡の研修会、中国大会への参加	271	—																													
鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	—																													
東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	—																													
合 計		871																														
総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興			☐ 過疎 ☐ 辺地																											

予算書 ページ	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源					
体育施設一般管理費	8,091	6,597	1,494			240	7,851					

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

町営三朝球場、町営美の田テニスコート、多目的スポーツ広場、町営三朝陸上競技場、町民武道館、竹田町民体育館の維持管理を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
野球場一般管理経費	町営三朝球場の維持管理、電気設備等の保守点検	3,335	—
テニスコート（人工芝）一般管理経費	町営美の田テニスコートの維持管理	58	—
多目的スポーツ広場一般管理経費	多目的スポーツ広場の維持管理	183	—
陸上競技場一般管理経費	町営三朝陸上競技場の維持管理	381	—
武道館一般管理経費	町民武道館の維持管理	398	—
体育施設一般管理経費	管理業者（町シルバー人材センター）への社会体育施設の維持管理業務委託料（除草、清掃）	2,563	—
体育施設火災共済保険料	体育施設火災共済保険料	73	—
竹田地区体育館一般管理経費	竹田町民体育館の維持管理	1,100	—
合 計		8,091	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																																												
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																																				
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																	
体育施設維持補修費	23,200	1,461	21,739		20,800		2,400																																																	
1. 事業の目的 社会体育施設の維持補修を行い、施設の持続的な利用を可能にすることで、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。 2. 事業の概要 町営三朝球場及び町営美の田テニスコートの夜間照明器具の修繕 町営三朝球場改修工事実施設計 町営美の田テニスコートの防球フェンス修繕、コート面部分補修 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場維持補修費</td> <td>町営三朝球場の夜間照明器具修繕</td> <td>1,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テニスコート維持補修費</td> <td>町営美の田テニスコートの夜間照明器具修繕</td> <td>600</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三朝球場改修事業</td> <td>町営三朝球場改修工事の実施設計</td> <td>9,000</td> <td>過疎債充当</td> </tr> <tr> <td>美の田テニスコート改修事業</td> <td>町営美の田テニスコートの防球フェンス修繕、コート面の部分補修</td> <td>11,800</td> <td>過疎債充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>23,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項 令和6年度に三朝球場の改修を計画する。(toto助成金の活用)													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	野球場維持補修費	町営三朝球場の夜間照明器具修繕	1,800	—	テニスコート維持補修費	町営美の田テニスコートの夜間照明器具修繕	600	—	三朝球場改修事業	町営三朝球場改修工事の実施設計	9,000	過疎債充当	美の田テニスコート改修事業	町営美の田テニスコートの防球フェンス修繕、コート面の部分補修	11,800	過疎債充当																					合 計		23,200	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																																					
野球場維持補修費	町営三朝球場の夜間照明器具修繕	1,800	—																																																					
テニスコート維持補修費	町営美の田テニスコートの夜間照明器具修繕	600	—																																																					
三朝球場改修事業	町営三朝球場改修工事の実施設計	9,000	過疎債充当																																																					
美の田テニスコート改修事業	町営美の田テニスコートの防球フェンス修繕、コート面の部分補修	11,800	過疎債充当																																																					
合 計		23,200																																																						
総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興			☒ 過疎	☐ 辺地																																																		

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
文化財保護調査 経費	1,062	1,078	△ 16					1,062					
1. 事業の目的													
文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、教育委員会に意見具申し、又はこのために必要な調査を行うために文化財保護調査委員会を設置する。 本町の文化財調査、保存及び活用に係る経費を計上するとともに、三徳山の世界遺産登録推進を図るため、関連調査等を実施する。													
2. 事業の概要													
・ 委員会の開催 ・ 定例軽易な事務費 ・ 世界遺産登録推進に係る調査 ・ 加盟団体への負担金													
3. 事業内容													
(単位：千円)													
事業名（中事業）	事 業 内 容						予算額	負担割合等					
文化財保護調査委員会費	文化財の保存と活用に関して教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、このために必要な調査を行うことを目的に設置。委員会開催による協議や開発事業との調整に係る現地確認等調査を行う。						230	－					
文化財調査一般経費	本町の文化財保護・調査・活用に係る事務経費。 文化財に関する文化庁協議、全国史跡整備市町村協議会等への参加経費						662	－					
世界遺産登録推進調査経費	三徳山世界遺産登録を推進するため、調査研究、情報収集等を行い価値を高める取組みを継続して実施する。						145	－					
全国史跡整備市町村協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会」への負担金						20	－					
全国史跡整備中国地区協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会中国地区協議会」への負担金						5	－					
合 計						1,062							
4. その他特記事項													
総合計画での位置付け		第 4 節		観光の町の推進 文化財の保存と活用				☐ 過疎		☐ 辺地			

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																											
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																												
文化財保存事業費	5,683	2,352	3,331	2,090			3,593																												
1. 事業の目的 文化財の適正な保存と活用を図り、町民の文化の向上に資するとともに、確実に後世へ継承する。 2. 事業の概要 ・三徳山の価値を明らかにするための埋蔵文化財調査 ・日本遺産三徳山三朝温泉を守る会の環境整備、保存活動、認知向上の取り組みへの支援 ・山岳霊場としての三徳山をわかりやすく紹介する冊子の作成 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三徳山遺跡発掘調査等事業</td> <td>三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘調査を実施する。（国・県補助事業）</td> <td>3,538</td> <td>国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)</td> </tr> <tr> <td>日本遺産活用推進協議会補助金（保存事業）</td> <td>日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対して補助金を交付し、三徳山と三朝温泉の環境整備、保存活動や啓発を行う。</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町制70周年記念文化財冊子作成事業</td> <td>これまでの三徳山とその周辺での調査結果を踏まえて、山岳霊場という視点から三徳山を分かりやすく紹介する冊子を作成する。 作成は日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う。</td> <td>1,645</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>5,683</td><td></td></tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項												事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘調査を実施する。（国・県補助事業）	3,538	国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)	日本遺産活用推進協議会補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対して補助金を交付し、三徳山と三朝温泉の環境整備、保存活動や啓発を行う。	500		町制70周年記念文化財冊子作成事業	これまでの三徳山とその周辺での調査結果を踏まえて、山岳霊場という視点から三徳山を分かりやすく紹介する冊子を作成する。 作成は日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う。	1,645						合 計		5,683	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																
三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び県道鳥取鹿野倉吉線坂本バイパス予定地の発掘調査を実施する。（国・県補助事業）	3,538	国:1/2 県:1/3 (国補助残の2/3)																																
日本遺産活用推進協議会補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対して補助金を交付し、三徳山と三朝温泉の環境整備、保存活動や啓発を行う。	500																																	
町制70周年記念文化財冊子作成事業	これまでの三徳山とその周辺での調査結果を踏まえて、山岳霊場という視点から三徳山を分かりやすく紹介する冊子を作成する。 作成は日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う。	1,645																																	
合 計		5,683																																	
総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用				☐ 過疎	☐ 辺地																												

予算書 ページ		予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係
事業名（大事業）	予算額						財源内訳（単位：千円）						
	本年度	前年度		比 較		国県支出金		地方債		その他		一般財源	
図書館管理運営費	20,750	21,065		△ 315		40				27		20,683	

1. 事業の目的

- ・ 町民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習の支援
- ・ 暮らしや仕事、地域の問題解決への支援
- ・ 学校・家庭・地域を結び、地域教育力の向上支援
- ・ 郷土の歴史と特性を大切に、豊かな文化の創造
- ・ 人と本、人と人との出会いを広げ、さまざまな活動の発表や交流の場の提供
- ・ ゆとりとぬくもりが感じられ、安全で安心な居心地の良い場の提供

2. 事業の概要

- ・ 図書館運営に係る経費（会計年度任用職員賃金等、図書館協議会開催経費、図書等貸出に関する経費、図書館システム保守委託料）
- ・ 図書館事業に関する経費（ブックスタート、英語村、リメイク教室、おはなし会、工作教室、古本市 ほか）
- ・ 地域住民や各種団体と協働した企画展示の実施。
- ・ 読書活動推進団体の支援（大人のためのお話し会）
- ・ 図書館として所蔵する図書の充実を図り、利用者に喜ばれる図書館づくりを行う。
- ・ 各種研修、自己研鑽により職員の資質向上に努める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
図書館一般管理費	・ 会計年度任用職員雇用費（5名） 12,932 ・ 図書館協議会運営費 64 ・ 図書館活動費 1,077 （消耗品費／講座等講師謝金／通信費等） ・ おはなし会及び英語村の講座、古本市 等 ・ 図書館システム維持管理費 1,747 ・ 簡易修繕費 50	15,870	子育て応援 市町村交付 金 40千円
図書等整備費	・ 消耗品費（雑誌、新聞） 866 ・ 図書データ使用料 264 ・ 日本海新聞記事検索システム使用料 30 ・ 備品購入費 （図書）3,000 （ネットワーク機器更新） 715	4,875	—
鳥取県図書協会負担金	・ 鳥取県図書館協会負担金 5	5	—
合 計		20,750	

4. その他特記事項

- ・ 平成28年度に導入した図書館システムの機器の一部の保証が令和3年10月末で切れることにより、ネットワーク関連機器等の一部更新を令和3～5年度にかけて分割して行う。

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属： 図書館	課	係																				
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																										
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																							
図書館施設管理費	4,273	3,575	698				4,273																							
1. 事業の目的 図書館施設の適正な維持管理による、安心安全で快適な居場所の提供 2. 事業の概要 ・感染症予防の観点から、室内換気等を行いながらも、空調の適正稼働を行い快適で安心安全な読書環境を提供していく。 ・電気、機械設備の点検管理及び清掃等の施設維持管理を専門業者に委託し、機器及びの施設の安定使用と長寿命化を図る。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館火災共済保険料</td> <td>・建物災害共済保険料 28</td> <td>28</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>図書館施設一般管理費</td> <td>・施設管理等 3,137 （消耗品費、光熱水費、図書館車点検費等） ・施設管理業務委託費 906 （清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検等） ・備品購入費 202 （図書館車ノーマルタイヤ 購入）</td> <td>4,245</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,273</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項											事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	図書館火災共済保険料	・建物災害共済保険料 28	28	—	図書館施設一般管理費	・施設管理等 3,137 （消耗品費、光熱水費、図書館車点検費等） ・施設管理業務委託費 906 （清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検等） ・備品購入費 202 （図書館車ノーマルタイヤ 購入）	4,245	—					合 計		4,273	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																											
図書館火災共済保険料	・建物災害共済保険料 28	28	—																											
図書館施設一般管理費	・施設管理等 3,137 （消耗品費、光熱水費、図書館車点検費等） ・施設管理業務委託費 906 （清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検等） ・備品購入費 202 （図書館車ノーマルタイヤ 購入）	4,245	—																											
合 計		4,273																												
総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興				☐ 過疎		☐ 辺地																						

議案第 3 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【条例改正の理由】

教育委員会は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置することとしている。報酬額について、弁護士等専門性を有する者へ依頼する際の報酬額を増額する。

【条例改正の概要】

委員の報酬

（変更前）

日額 5,000 円（職務を行う時間が 4 時間以内の場合にあつては 3,000 円）

ただし、町長が特に必要と認める場合にあつては日額 8,900 円。

↓

（変更後）

日額 5,000 円（職務を行う時間が 4 時間以内の場合にあつては 3,000 円）

ただし、町長が特に必要と認める場合にあつては予算の範囲内で町長が別に定める。

【施行日】

公布の日とする。

ただし、現在扱っている事案については改正後の額を適用する。

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 月 日

三 朝 町 長

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	略		三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
三朝町いじめ問題調査委員会委員	日 額 5,000 円 （職務を行う時間が4時間以内	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	三朝町いじめ問題調査委員会委員	日 額 5,000 円 （職務を行う時間が4時間以内	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
三朝町いじめ問題検証委員会委員	の場合にあっては3,000円）。ただし、町長が特		三朝町いじめ問題検証委員会委員	の場合にあっては3,000円）。ただし、町長が特	
三朝町空き家等対策協議会委員	に必要と認める場合にあっては予算の範囲内で町長が別に定める額。		三朝町空き家等対策協議会委員	に必要と認める場合にあっては日額8,900円。	
略			略		
略			略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和4年度以後の三朝町いじめ問題調査委員会委員、三朝町いじめ問題検証委員会委員及び三朝町空き家等対策協議会委員の職務に係る報酬について適用する。

議案第4号

三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程の設定について

次のとおり三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程の設定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【設定の理由】

三朝町立学校に勤務する県費負担職員（以下「教職員」という。）に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに監督上の措置として行う訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

【設定の概要】

- ・ 訓告は、教職員の日以降の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合に行うものとする。
- ・ 嚴重注意は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。
- ・ 訓告等を行うに当たっては、鳥取県教育委員会が定める懲戒処分等の指針に基づき、当該非違行為の状況、影響等を考慮し決定する。

【施行日】

令和5年 月 日

三朝町教育委員会訓令第1号

三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程を次のように定める。

三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、三朝町立学校に勤務する県費負担職員（以下「教職員」という。）に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに監督上の措置として行う訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(訓告等)

第2条 訓告は、教職員の非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合に行うものとする。

2 嚴重注意は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

(訓告等の決定)

第3条 訓告等を行うに当たっては、鳥取県教育委員会が定める懲戒処分等の指針に基づき、当該非違行為の状況、影響等を考慮し、決定する。

(訓告等の方法)

第4条 訓告は、当該教職員に対し、訓告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 嚴重注意は、当該教職員に対し、口頭により行うものとする。

(訓告等記録簿)

第5条 訓告等を行ったときは、訓告等記録簿（様式第2号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

附 則

この訓令は、令和5年 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

訓 告 書 所属 職 氏名 （非違行為の事実を記載） 上記の行為に対し、三朝町立学校教職員の訓告等取扱規程（令和 5 年三朝町教育委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により訓告する。 年 月 日 三朝町教育委員会 印
--

様式第 2 号（第 5 条関係）

訓告等記録簿

年月日	氏名	所属	種類	事由	参考

議案第 5 号

町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 6 号

三朝町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

三朝町いじめ問題調査委員会等設置条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 28 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり三朝町いじめ問題調査委員会委員の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 委 員

構成員	氏 名	所属・役職等
弁護士	古田 昌己	菜の花総合法律事務所（鳥取県弁護士会）
児童相談所員	香川 操	倉吉児童相談所判定保護課長
人権擁護委員	岩本 美樹	三朝町人権擁護委員
学校長	岡本 勇人	三朝中学校長

2 任 期

令和 5 年 2 月 21 日から調査が終了する日まで

《参考》

○三朝町いじめ問題調査委員会等設置条例
（組織等）

第 5 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に対する答申の提出までとする。

議案第 7 号

三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰における被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成 25 年教委訓令第 1 号）第 3 条の規定による学校長からの推薦があったので、本委員会の承認を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程 （表彰対象者）

第 2 条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（町内に存する学校に限る。）に在学する者又は当該者が属する団体。
- （2） 本町に現に住所を有し、学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。
- （3） その他三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例（昭和 29 年三朝町条例第 52 号）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としな

（表彰候補者の推薦）

第 3 条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

（被表彰者の決定）

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第 2 条第 1 項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

【資料：令和4年度「三朝町教育委員会表彰」被表彰者候補一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
1	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉総合産業高校3年 山中 こより	倉吉総産高校	令和4年6月17日～19日 第61回中国高等学校レスリング選手権大会 女子50kg級 2位	中国高体連、広島高体連 【後援】 広島県教育委員会
2	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉西高校2年 石川 快渥	倉吉西高校	令和4年11月18日～20日 第30回中国高等学校弓道新人体育大会 男子団体 2位	中国高体連、中国地域弓道連合会 【後援】 広島県教育委員会
3	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	鳥取敬愛高校2年 田中 万陽	鳥取敬愛高校	令和4年11月6日 第7回中国高等学校ライフル射撃競技新人大会 エアライフル女子60発 2位	中国高体連、広島高体連
4	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校2年 福田 華生	倉吉東高校	令和4年10月1日～2日 第31回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 男子 やり投げ 第3位	中国陸上競技協会、中国高体連 他 【後援】 山口県教育委員会
5	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校1年 竹部 慎馬	倉吉東高校	令和4年10月1日～2日 第31回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 男子 5000m競歩 第4位	中国陸上競技協会、中国高体連 他 【後援】 山口県教育委員会
6	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉西高校2年 林 勇希	倉吉西高校	令和4年6月10日～12日 第54回中国地域高等学校対抗自転車競技選手権大会 トラックレース 4kmチーム・パシュート 5位	鳥取県教育委員会 、中国高体連 他
7	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉西高校2年 吉田 匠	倉吉西高校	令和4年10月22日～23日 第10回中国高等学校新人水泳競技選手権大会 男子100mバタフライ 7位	中国高体連、岡山高体連 他 【後援】 岡山県・山口県教育委員会
8	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	倉吉東高校3年 川北 宇宙	倉吉東高校	令和4年5月28日～30日 第57回鳥取県高校総体兼国体予選会 男子 5000m競歩 優勝	鳥取県高体連
9	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	倉吉東高校3年 矢木 聖一朗	倉吉東高校	令和4年5月28日～30日 第57回鳥取県高校総体兼国体予選会 男子 八種競技 優勝	鳥取県高体連
10	文化	表彰基準 第1項 (3)	倉吉北高校3年 河原 美優	倉吉北高校	令和4年7月30日 第62回全日本吹奏楽コンクール鳥取県大会 高校小編成の部 金賞（高等学校1位）	鳥取県吹奏楽連盟、朝日新聞社 【後援】 鳥取県教育委員会
11	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 プリハルタント 琉生	三朝A C	令和4年9月25日 第25回鳥取県小学生陸上競技大会 ジャベリックボール投げ 優勝（大会新） 走り高跳び 優勝	鳥取県陸上競技協会 【後援】 鳥取県教育委員会 鳥取市教育委員会
12	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 野見 琉偉	T F 倉吉	令和4年6月19日 第38回全国小学生交流大会鳥取県予選会 男子コンバインドB 優勝	鳥取県陸上競技協会 【後援】日本陸連、新日本海新聞社等
13	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 岡本 彩那	T F 倉吉	令和4年6月19日 第38回全国小学生交流大会鳥取県予選会 男女混合リレー 優勝	鳥取県陸上競技協会 【後援】日本陸連、新日本海新聞社等
14	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校5年 竹部 颯華	三朝A C	令和4年9月25日 第25回鳥取県小学生陸上競技大会 女子走り幅跳び 優勝	鳥取県陸上競技協会 【後援】 鳥取県教育委員会 鳥取市教育委員会
15	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	チーム三朝ファイターズJr.	チーム三朝ファイターズドッジボールスポーツ少年団	令和4年1月22日 メダル・イハ杯 第31回春の全国小学生ドッジボール選手権鳥取県予選 兼 第26回春の鳥取県小学生ドッジボール選手権大会 D2（小学4年生以下）の部 優勝	鳥取県ドッジボール協会 他 【後援】 鳥取県教育委員会

【参考資料：令和4年度「三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰（顕彰）」被表彰者候補一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	所属（推薦者）	大会名・功績内容	主催等
1	スポーツ	表彰要項 第3条 第4項	倉吉西高校1年 福田 桜穂	倉吉西高校	令和4年12月14日～12月17日 Dodgeball World Cup Cairo 2022 準優勝	World Dodgeball Association
2	スポーツ	表彰要項 第3条 第1項	倉吉西高校3年 漆原 稜大	倉吉西高校	令和4年9月10日～9月12日 第77回 国民体育大会 「いちご会とちぎ国体2022」 弓道競技 少年男子 近の競技 優勝	公益財団法人日本スポーツ協会・文部科学省 他
3	文化	表彰要項 第3条 第1項	三朝中学校1年 北岡 武朗	三朝中学校	第47回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール 作文第3部 文部科学大臣賞	農業協同組合 / 都道府県農業協同組合 中央会 / 全国農業協同組合中央会
4	スポーツ	表彰要項 第3条 第4項	岡山県作陽高校3年 高橋 陽桜	岡山県作陽高校	令和4年12月30日～令和5年1月8日 第31回 全日本 高等学校女子サッカー選手権 第3位	公益財団法人日本サッカー協会・神戸市
5	スポーツ	表彰要項 第3条 第1項	谷本 博巳	町グラウンド・ゴルフ協会	令和4年9月17日～18日 第77回 国民体育大会 「いちご会とちぎ国体2022」 グラウンド・ゴルフ競技 団体 5位	公益財団法人日本スポーツ協会・文部科学省 他
6	スポーツ	表彰要項 第3条 第1項	谷本 いく代	町グラウンド・ゴルフ協会	令和4年9月17日～18日 第77回 国民体育大会 「いちご会とちぎ国体2022」 グラウンド・ゴルフ競技 団体 5位	公益財団法人日本スポーツ協会・文部科学省 他
7	スポーツ	表彰要項 第3条 第2項	倉吉総合産業高校3年 山崎 みゆき	倉吉総合産業高校	令和4年6月17日～19日 令和4年度第61回中国高等学校レスリング選手権大会 女子68kg級 優勝	中国高体連 広島県高体連 等

議案第 8 号

三朝町学校給食費単価の改定について

次のとおり三朝町学校給食費単価を改定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 1 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 一食単価

区 分	現 行	改正案	備 考	年間 1 人当たり 190 食とした 場合の増減
小学校	280 円	294 円	14 円増	2,660 円増（約 222 円／月）
中学校	330 円	347 円	17 円増	3,230 円増（約 269 円／月）

※毎月の振替額 小学校 4,900 円→5,100 円（200 円増）

中学校 5,600 円→5,900 円（300 円増）に変更

2 改定時期

令和 5 年 4 月 1 日

3 改定の理由

三朝町では、平成 26 年度の消費税増税時に値上げをして以来、価格を改定していなかったが、食料品の物価上昇により、学校給食の質を維持するため、値上げを実施する。

値上げ幅としては、鳥取県の物価上昇率の平均値に近い 5 % の値上げとし、令和 5 年 2 月 17 日開催の第 2 回三朝町学校給食会理事会において、学校長、PTA 会長等理事全員の理解を得ている。

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

【参考資料】

(1) 令和4年度・5年度三朝町学校給食費1人当たりの内訳比較(推計)

(単位:円)

町名	校種	給食費		パン代		米飯代		牛乳代		副食費	
		R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
三朝町	小学校	280	294	58.78	64.18	21.35	21.35	59.22	63.50	191.94	200.58
	中学校	330	347	64.07	69.47	27.45	27.45	59.22	63.50	236.01	247.65

・パン代が4年度から5.4円増加すると仮定した場合の比較。牛乳代は3.78円の値上げが確定。

・米飯は値上げなしと仮定

※副食費算出方法(パンの日を週1回とする)

$$((給食費 - \text{パン代} - \text{牛乳代}) + (給食費 - \text{米飯代} - \text{牛乳代}) \times 4) \div 5$$

※パン代は国産小麦で小学校60g、中学校80g、加工賃3.75円で計算

※米飯代は小学校70g、中学校90gで計算

(2) 物価の価格変動状況

令和4年度 食料の物価上昇率(前年同月比・鳥取県)

(単位:%)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	平均
物価上昇率	2.7	3.4	2.9	4.7	5.9	5.8	7.9	7.9	5.2

牛乳単価(円/1本当たり)

R3	54.00
R4	59.22
上昇率(%)	9.7

5.22円上昇

米単価(円/きぬむすめ10kg当たり)

R3下期	3,050
R4下期	3,050
上昇率(%)	0.0

パン単価(円/60g当たり)

R3	56.63
R4	58.78
上昇率(%)	3.8

2.15円上昇

協議事項(1)

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 推薦する委員数 | 1名 |
| 2 | 推薦理由 | 任期満了による（任期満了の委員：塩谷俊樹） |
| 3 | 任期 | 令和5年2月20日～令和6年10月2日 |
| 4 | その他 | 任期は他の審議会委員の任期に合わせて調整されたもの |

《参考》

○三朝町都市計画審議会条例

（委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

（1）学識経験のある者 3人

（2）町議会の議員 2人

（3）関係行政機関の職員 1人

（4）県の職員 2人

（5）住民を代表する者 1人

2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。